

# 医療法人社団博英会

## 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

### 「ニコニコグループホーム」重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

#### 1. 要望及び苦情対応

(1) 当施設には、要望及び苦情対応のための相談窓口が常設されております。サービスに対する相談苦情等は、迅速に対応いたしますので以下までご連絡ください。

相談窓口担当者 横田 卓哉

(2) 要望及び苦情に対して公正に対応するため、施設長を苦情解決責任者とする苦情対応委員会を設置しています。委員は法人理事長をはじめ常設窓口担当者及び第三者で構成され、合議による解決方策を提供します。

#### 2. 施設の概要

##### (1) 名称及び定員等

施設名	医療法人社団博英会 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 「ニコニコグループホーム」
開設年月日	平成22年9月1日
所在地	福島県白河市鶴巻山40
連絡先	電話：0248(21)0025 FAX：(21)0026
管理者氏名	滝田 玲子
定員	1ユニット9名×2ユニット18名
介護保険指定番号	0790500045

##### (2) 基本理念

利用者が可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい暮らしが実現できるよう、必要な日常生活上の援助を行います。職員が家族のように寄り添い、利用者の生活が自由でくつろいだ時間となるよう、自然体でいられる「我が家」を提供できるよう努力します。

利用者のご家族や地域に対しても、可能な限り開かれた場でありたいと考え、地域交流ならびに認知症介護の拠点として、積極的な支援を行うことを基本理念とします。

##### (3) 運営方針

①利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人がその人らしく家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供します。

②介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとします。

③利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図り、利用者の心身の状況やその置かれている環境を踏まえて、より良いサービスを提供します。

④運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図っていきます。

⑤介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者が日常生活を営むことができるよう必

要なサービスを提供します。

- ⑥居宅サービス事業者や他の保健医療機関との密接な連携を図り、サービスを提供します。
- ⑦利用者に身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命を保護するため緊急やむを得ないと判断した場合は、その様態及び時間、その際の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
- ⑧あらかじめ利用者または家族に対し、サービスの提供等について、わかりやすく説明を行います。
- ⑨入居利用中のご家族に対し、適宜必要な情報提供を行います。
- ⑩利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を立て、計画的に行います。
- ⑪提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの情報を公表し、常に改善を図ります。

#### (4) サービスの内容

- ①介護は、入所者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
- ②本事業は、入所者の負担により、施設における従事者以外の者による介護を受けさせることはいたしません。
- ③入所者の食事その他に家事等は、原則として入所者と従事者が共同で行うよう努めます。
- ④介護の内容次のおりとしします。
  - ア. 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
  - イ. 日常生活上のお世話
  - ウ. 日常生活の中での機能訓練
  - エ. 相談、援助等
- ⑤食事の提供は、入所者の身体状況・栄養・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行います。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うように努めます。食事の時間は、概ね以下のとおりです。
  - ア. 朝食 午前 8時～
  - イ. 昼食 午後 12時～
  - ウ. 夕食 午後 6時～
- ⑥社会生活上の便宜の提供等については、入所者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めます。
- ⑦入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行します。
- ⑧常に入所者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めます。
- ⑨入所者が医療機関に入院する必要が生じたとき、1か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案し必要に応じて適切な便宜を供与します。
- ⑩入所者が医療機関に入院する必要が生じたとき、1か月以内の退院が明らかに見込まれない場合には、本人及び家族と協議し退所の手続きをとります。
- ⑪サービスは、要介護者・要支援者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供します。
- ⑫入所申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入所申込者が認知症の状態にある者のことの確認をします。
- ⑬入所申込者が入院治療を要する者であること等入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業所、介護保険施設、病院等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。

- ⑭入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めます。
- ⑮入所者の退所の際には、入所者及び家族の希望を踏まえたうえで、退所後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退所に必要な援助を行います。
- ⑯入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(5)施設の職員体制

①管理者 1名

事業を代表し、業務の総括にあたります。

②計画作成担当者 1名

認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成等を行います。

③介護職員 6名以上

サービス提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行います。

④その他職員

サービス提供に必要な人員を配置します。

3. 利用料金

(1)「認知症対応型共同生活介護利用料金」及び「介護予防認知症対応型共同生活介護利用料金」

※利用者の負担額は、1割または一定以上の所得のある方は2割・3割の負担となります。

①「認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）」及び「介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）」

◆1日につき

介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	753円	1,506円	2,259円
要介護2	788円	1,576円	2,364円
要介護3	812円	1,624円	2,436円
要介護4	828円	1,656円	2,484円
要介護5	845円	1,690円	2,535円
要支援2	749円	1,498円	2,247円

※以下の加算料金は、1割負担の場合の自己負担金額です。

- ②厚生労働大臣が定める施設基準に適合した場合、「夜間支援体制加算Ⅰ」として1日につき50円、又は「夜間支援体制加算Ⅱ」として1日につき25円が加算されます。
- ③若年性認知症患者ごとに個別の担当者を定めた場合、「若年性認知症患者受入加算」として1日につき120円が加算されます。
- ④厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者は、「看取り介護加算」として、死亡日以前31日～45日については1日につき72円、死亡日以前4日～30日については1日につき144円、死亡日の前日及び前々日については1日につき680円、死亡日については1,280円が加算されます（介護予防を除く）。
- ⑤入居した日から起算して30日以内の期間は、「初期加算」として1日につき30円が加算されます。1ヶ月以上入院した後、退院して再入居した場合も同様となります。
- ⑥入居者の状態に応じた医療ニーズへの対応ができるよう協力医療機関等との連携を確保した場合、「医療連携体制加算（Ⅰ）イ」として1日につき57円、「医療連携体制加算（Ⅰ）ロ」として1日につき

47円、「医療連携体制加算（Ⅰ）ハ」として1日につき37円、「医療連携体制加算Ⅱ」として1日につき5円のいずれかが加算されます（介護予防を除く）。

- ⑦利用期間が1ヶ月を超える利用者の退居時に、相談援助を行い市町村等に対して必要な情報提供を行った場合、「退居時相談援助加算」として1回に限り400円が加算されます。
- ⑧厚生労働大臣が定める基準に適合し専門的な認知症ケアを行った場合、「認知症専門ケア加算Ⅰ」として1日につき3円、又は「認知症専門ケア加算Ⅱ」として1日につき4円が加算されます。
- ⑨入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受入体制を整えた場合、「入院時費用」として、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246円が加算されます。
- ⑩歯科医師又は指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行った場合、「口腔衛生管理体制加算」として1月につき30円が加算されます。
- ⑪利用開始時及び利用中月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供した場合、「口腔・栄養スクリーニング加算」として1回につき20円が加算されます。
- ⑫自立支援・重度化防止に資する介護を推進した場合、「生活機能向上連携加算Ⅰ」として1月につき100円、「生活機能向上連携加算Ⅱ」として1月につき200円が加算されます。
- ⑬管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行った場合、「栄養管理体制加算」として1月に30単位が加算されます。
- ⑭厚生労働大臣が定めるサービス提供体制に適合した場合、「サービス提供体制強化加算Ⅰ」として1日につき22円、「サービス提供体制強化加算Ⅱ」として1日につき18円、「サービス提供体制強化加算Ⅲ」として1日につき6円のいずれかが加算されます。
- ⑮協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合、1月に100単位又は40単位が加算されます（介護予防を除く）。
- ⑯医療機関に対処する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身状況、生活歴等を示す情報を提供した場合、入所者等1人につき1回限り250単位が加算されます。
- ⑰施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で、施設内で感染者の療養を行うことや他の利用者等への感染拡大を防止するための連携体制を構築している場合、「高齢者施設等感染対策向上加算」として1月に10円又は5円が加算されます。
- ⑱入所者等が別に厚生労働省が定める感染症に感染した場合に相談対応、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、当該する介護サービスを行った場合に、「新興感染症等施設療養費」として、1月に1回連続する5日を限度として240円が加算されます。
- ⑲認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した者と複数の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対してチームを組んで実践している場合、「認知症チームケア推進加算（Ⅰ）」として1月に150円又は「認知症チーム推進加算（Ⅱ）」として120円が加算されます。
- ⑳利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動等を継続的に行った場合、「生産性向上推進体制加算（Ⅰ）」について1月に100円、「生産性向上推進体制加算（Ⅱ）」について1月に10円が加算されます。
- ㉑厚生労働大臣が定めるサービス提供体制に適合した場合、「サービス提供体制強化加算（Ⅰ）」として1月につき22円、「サービス提供体制強化加算（Ⅱ）」として1月につき18円、「サービス提供体制強化加算（Ⅲ）」として1月につき6円のいずれかが加算されます。

- ②厚生労働大臣が定める基準に適合し介護職員の賃金改善を実施した場合、「介護職員処遇改善加算」として、介護報酬で定められ積算された所定単位数に11.1%又は8.1%を乗じた単位数が加算され金額に反映されます。※令和6年5月31日まで
- ③厚生労働大臣が定める基準に適合し介護職員の賃金改善を実施した場合、「介護職員等特定処遇改善加算」として、介護報酬で定められ積算された所定単位数に3.1%又は2.3%を乗じた単位数が加算され金額に反映されます。※令和6年5月31日まで
- ④厚生労働大臣が定める基準に適合し介護職員の賃金改善を実施した場合、「介護職員等ベースアップ等支援加算」として、介護報酬で定められ積算された所定単位数に2.3%を乗じた単位数が加算され金額に反映されます。※令和6年5月31日まで
- ⑤厚生労働大臣が定める基準に適合し介護職員の賃金改善を実施した場合、「介護職員等処遇改善加算」として、介護報酬で定められ積算された所定単位数に18.6%又は17.8%又は15.5%又は12.5%を乗じた単位数が加算され金額に反映されます。※令和6年6月1日より

## (2) 基本利用料

- ①部屋代 1,500円/日
- ②光熱水費 330円/日
- ③食費 1,350円/日（おやつ代含む）※食費は1食でも日額をお支払い頂きます。
- ④日用品費 250円/日
- ⑤外泊及び医療機関へ入院された場合の費用の請求は、部屋代のみを徴収します。
- ⑥その他通常必要となる費用で入所者が負担することが適当と認められる費用については、すべて自己負担であり、入所者及びその家族の同意の上で徴収します。  
（実費例）電気代、おむつ代、理美容代、嗜好品代等

## (3) 支払い方法

毎月末に精算し、翌月15日頃迄に利用契約書にご記入いただいた請求先に手渡しもしくは郵送いたします。

お支払いは、請求書の到着月末までに受付窓口、又は銀行振込にてお支払いいただきますようお願いいたします。なお、取り扱いについてご希望がありましたら、事務窓口までお申し出ください。

## 4. 各医療機関との連携

### (1) 協力医療機関

- ◇福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院  
福島県白河市豊地上弥次郎2-1（当施設より約1.2Km 車7分）
- ◇医療法人社団恵周会 白河病院  
福島県白河市字六反山10-1（当施設より約0.7Km 車5分）
- ◇医療法人社団博英会 かねこクリニック  
福島県西白河郡西郷村道南東11（当施設より約8km 車10分）

### (2) 協力歯科医療機関

- ◇ゆりのき歯科クリニック（当施設より約8Km 車10分）  
福島県西白河郡西郷村字下前田東5-1大松ビル3F

※協力医療機関ならびに協力歯科医療機関に対しては、利用者の状態が急変した場合、速やかに対応していただけるようお願いしております。

## 5. 緊急及び事故発生時の対応

- (1)利用者に、容態の急変、または事故等が発生した場合、利用契約書にご記入いただいた連絡先に連絡するとともに、速やかに医師による診察、救急処置または主治の医師または歯科医師等に連絡、必要と判断した場合は、消防署及び協力医療機関への連絡、搬送または搬送連絡等必要な措置を講じます。

- (2)利用者又は家族等に損害を与える事故の発生を確認した場合、速やか市町村に連絡し、必要な処置を講じます。また、それに伴う賠償等の請求が発生した場合、誠意を持って話し合い双方の合意をもって行うものとします。
- (3)緊急時の連絡先は、利用契約書にご記入いただいた連絡先に連絡することとし、速やかに必要な措置を講じます。

## 6. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定した上で、職員等に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

## 7. 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、虐待を防止するための責任者の選定や職員に対する研修の実施、その他虐待防止のために必要な措置を講じます。また、サービス提供中に、職員又は介護者（利用者の家族等高齢者を現に介護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 8. 身体拘束廃止の推進

身体的拘束等の適正化のために委員会の設置、会議開催、指針の整備、定期的な研修の実施等を講じます。

## 9. 感染症の予防及びまん延防止

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を図るため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を講じます。

## 10. ハラスメント対策

職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。また、利用者やその家族が職員に対して行う、暴言や暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 11. 施設利用にあたっての留意事項

### (1) 面会

早朝、深夜以外の面会は自由です。玄関は利用者の安全のため、午前8時30分に解錠し午後5時30分に施錠いたします。施錠後のご面会はインターホンでお知らせ下さい。また、面会されるときは、面会票への記入をお願いいたします。

### (2) 喫煙

喫煙は所定の場所で行います。但し、タバコ、ライター等は施設でお預かりいたします。

### (3) 外出外泊

外出外泊を希望される場合は、職員にお申し出下さい。

### (4) 電気器具等の使用

電気器具等を使用する場合は、職員にお申し出下さい。

### (5) 金銭貴重品

多額の現金、貴重品はお持ちにならないで下さい。

(6)身の回り品

施設内への持ち込みに制限はありませんが、それぞれに名前を記入し整理整頓にご協力下さい。なお危険物、ペット等のお持ち込みはご遠慮下さい。

(7)医療機関受診

サービスご利用中の主治医への受診は、原則としてご家族対応となりますが、状況により施設スタッフが柔軟に対応いたします。

1.2. 非常災害対策

非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

1.3. 禁止行為

当施設では、ご利用される方皆様に健やかな療養生活を送っていただくため、利用者等の「営利行為、宗教活動、特定の政治活動」を禁止しています。

1.4. 守秘義務

運営規程第26条の定めにより守秘義務を遵守いたします。個人情報の使用が必要な場合、別に「個人情報使用同意書」の提出を求めます。

1.5. 第三者による評価の実施状況について

第三者評価の実施の有無	あり	実施日	令和 6年 3月 28日
		実施した評価機関の名称	NPO法人福祉ネットワーク
		評価結果の開示状況	あり <u>なし</u>
なし			

※重要事項に対する説明確認について

1. 当施設をご利用いただくにあたり、利用者及び身元引受人に対して、重要事項説明書に基づき必要な説明を行ないました。

令和 年 月 日

福島県白河市鶴巻山40

医療法人社団博英会

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

「ニコニコグループホーム」

理事長 金子 大成 印

説明者 所 属

氏 名

2. 私は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護「ニコニコグループホーム」重要事項説明書により、当該施設についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

身元引受人 住 所

氏 名



# 医療法人社団博英会

## 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

### 「ニコニコグループホーム」サービス利用契約書

介護保険法令における要介護認定区分が、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を利用できるもの（以下「利用者」という）と医療法人社団博英会認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護「ニコニコグループホーム」（以下「当施設」という。）は、介護保険法令におけるサービス提供に当たり次のとおり契約します。

#### 第1条（契約の目的）

当施設が、介護保険法令の趣旨及び重要事項説明書に従ってサービスを提供すること、ならびにサービスを受けた者及び身元引受人が、利用約款及び重要事項説明書に基づき、利用料を支払うことについて取り交わすことを目的とします。

#### 第2条（契約期間）

- 1 この契約期間は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 利用者が要介護認定の更新で必要な認定がなされた場合、契約は自動更新されるものとします。

#### 第3条（要介護認定の申請に関わる援助）

- 1 当施設は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるように利用者を援助します。

#### 第4条（契約終了）

この契約は、利用者が亡くなられた場合、自動的に終了となります。

#### 第5条（退所時の援助）

当施設から利用者が退所する際には、利用者等の希望及び環境等を考慮し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

#### 第6条（連帯保証人）

連帯保証人は、本施設サービス利用契約に基づき利用者が負担する一切の責務を保証し、利用者と連帯して金100万円の限度内で債務履行の責任を負います。

#### 第7条（本契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令他所法令の趣旨を尊重し、双方が誠意を持って協議し定めることとします。

以上の契約を証するため、本書を 2 通作成し、双方が記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日  
 契約者氏名 当施設 福島県白河市鶴巻山 4 0  
 医療法人社団博英会  
 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護  
 「ニコニコグループホーム」  
 理事長 金子 大成 印

フリガナ  
 利用者 住 所  
 フリガナ  
 氏 名 印  
 フリガナ  
 身元引受人兼連帯保証人 住 所  
 フリガナ  
 氏 名 印

※請求書送付先

フリガナ 氏 名	続 柄	電話番号 携帯番号
〒 住 所		

※緊急時連絡先

フリガナ 氏 名	続柄	電話番号 携帯番号	勤務先
①		電話 携帯	
②		電話 携帯	
③		電話 携帯	
かかりつけ医師		病院 医院	先生
		病院 医院	先生
		病院 医院	先生

# 個人情報使用同意書

利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族（以下「利用者、身元引受人又は親族等」という。）の個人情報については、下記に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 記

### 1 使用目的

- (1) 介護保険法令に基づき個人情報の提供を求められた場合。
- (2) 学会等の研究事業において、個人を特定されないよう配慮した場合。
- (3) 個別案件の相談調整の際、個人を特定しなければ決定に至らないと判断される場合。
- (4) 公的機関から情報提供を求められた場合。
- (5) 事業所の掲示物の他、広報誌やホームページ等を作成する場合（写真等の掲載）。
- (6) その他、施設が必要と認めた場合。

### 2 使用方針

- (1) 個人情報の使用は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。
- (2) 事業者は、使用した個人情報について記録し、法令に定められた期間保管します。

### 3 個人情報の内容（例示）

- (1) 氏名・住所・健康状態・病歴・家庭状況等の利用者、身元引受人又は親族等に関する情報。
- (2) 認定調査票・主治医意見書・介護認定審査会等における判定結果の意見。
- (3) その他、施設が必要と認める情報。

※「個人情報」とは、利用者、身元引受人又は親族等に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和      年      月      日

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護「ニコニコグループホーム」

理事長      金子   大成      様

利用者                      住所

氏名

身元引受人                      住所

氏名

親族                              住所

氏名